

## セミナー・勉強会のご案内

企業向けセミナー

# 「自社の労務管理体制の リスク診断方法と対応策」



受講料  
無料

日時 2023年 2月 14日(火) 14:00~16:00

場所 大阪国際ビルディング17階 1701号室

社会保険労務士向けセミナー

# 「クライアント企業の労務管理体制の 法的リスクの確認方法と対応策」

日時 2023年 3月 9日(木) 15:00~17:00

場所 大阪国際ビルディング16階 1601号室

講師紹介



弁護士 谷川 安徳

■経歴

平成11年3月  
立命館大学大学院法学研究科博士  
前期課程修了  
司法修習:54期  
平成13年10月弁護士登録  
(大阪弁護士会)

■役職等

民事調停官  
(大阪地方裁判所H22.10~H24.9)  
甲南大学法科大学院特別講師  
(H16.4~H21.3)  
吹田市開発審査会・建築審査会 委員  
(R3.4~) 等



弁護士 徳田 聖也

■経歴

平成18年3月  
同志社大学文学部卒業  
平成21年3月  
立命館大学法科大学院修了  
司法修習:新63期  
平成22年12月弁護士登録  
(大阪弁護士会)

■講演歴

介護事業所向けセミナー  
「必ず役に立つ相続・後見セミナー」  
融資を受けやすい事業計画書  
作成セミナー

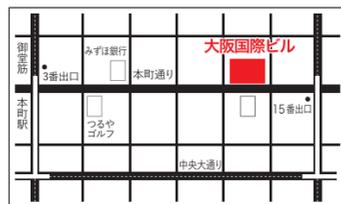
会場 大阪国際ビルディング

〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13

※申し込み書類は別送させていただきますが、お電話でも  
お申し込みをお受け致しますので、ご連絡頂ければ幸いです。



事務所ホームページ  
からもお申し込み案内  
しております。

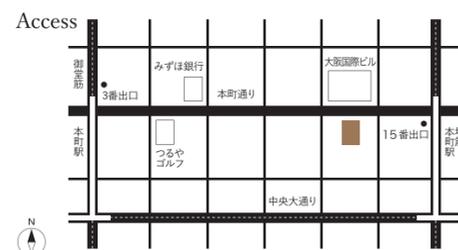


●発行

グロース法律事務所

弁護士 谷川 安徳  
弁護士 徳田 聖也

〒541-0053  
大阪市中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階  
TEL 06-4708-6202 FAX 06-4708-6203



時代を切り開くすべての経営者のために

# News Letter

グロース法律事務所 ニュースレター

2023年  
1月号



## 謹賀新年

皆様にはすがすがしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症も引き続き終息の気配を見せませんが、昨年は、このウイルスと共存するために、ビジネス面でも私生活面でもより多くの新たな前進と、改めての気づきが確認された年でもありました。ZOOMなどを用いたWEBミーティングは、当たり前にもなりながら、一方でWEBミーティングでは関係構築や商談が難しい内容、場面があることも再認識されるようになったように思います。

また、在宅勤務は、新型コロナウイルス以前から導入が図られていた働き方改革の一つでしたが、思いにもよらず一気に普及した一方、労働時間管理や能力・成果確認の難しさは想定以上のもので、まだまだ試行錯誤が続いているように思います。

こうした前進と新たな課題は、法律の分野でも新たな視点で従来の議論を見直す契機にもなっています。例えば、労働条件のうち賃金減額を行わざるを得ない場面において、企業がどこまで他の選択肢を模索し、努力したかは必ず問われる内容ですが、雇用調整助成金を利用出来たかなど、

コロナ禍以前では全く議論にもなかった問題意識です。

弊所では、こうした新たな問題意識をセミナーや勉強会を通じて参加者の皆様と共有し、研鑽を深めて参りました。本年も引き続き新たな問題意識を意識しながら、日常多く起こりえる問題、時宜に応じた問題を中心にセミナー・勉強会を開催して参ります。

さて、話題は変わりますが、弊所は谷川、徳田を共同パートナーとして、2018年3月に設立致しました。本年は設立から5年を迎える年ともなり、まだまだこの事務所としては小さな途中経過ですが、これまでの積み重ねを形にした上で、クライアントの皆様へ還元できる機会を設けられればとも考えております。

引き続き「成長」という事務所名に込めた思いを忘れることなく、研鑽に努めて参りますので、本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

2023年 元旦

グロース法律事務所 弁護士 谷川 安徳  
弁護士 徳田 聖也

## 2022年に開催したセミナー・勉強会

【企業様向けセミナー】

- 2月24日(木) 企業が知っておくべき景品表示法徹底解説セミナー
- 5月26日(木) 経営者が知っておくべき公益通報者対応体制整備セミナー
- 9月13日(木) 分野別に士業が解説!経営者が知っておくべき相続(事業承継)対策セミナー
- 11月24日(木) 契約目的ごとに徹底解説!会社を護る契約書作成の極意セミナー
- 12月 6日(木) ハラスメント防止体制&発生後の対応方法解説セミナー

【社会保険労務士との共同勉強会】

- 3月10日(木) コロナ禍における賃金減額の限界点と留意点~労働条件の不利益変更
- 6月 9日(木) 企業から求められるコンプラ体制構築セミナー
- 9月 6日(木) 企業から求められる労働時間管理と適切な固定残業代制度
- 12月13日(木) 2022年を振り返る労務トラブル総まとめ事例解説セミナー



## 法律コラム

弊所では、事業承継やM&Aに関するご相談も多くお受けしております。無理もないことではありますが、比較的多くの会社において、会社の設計を設立をお任せした司法書士に任せて、現在もそのままになっているという会社も多く、条文の細かさ、難しさ、言葉の難解さも相まって、会社の「機関設計」についての理解が深まっておりません。

そこで、本稿では株式会社の「機関設計」について、簡単に概説致します。

### 1. 株式会社には、株主総会・取締役・取締役会・会計参与・監査役・監査役会・会計監査人・委員会といった「機関」が法律上設けられています。

会社は、生身の人(自然人)ではなく、法律上作られた一つの架空の「人」(法人)です。そのため、誰かの自然人の意思決定や活動を法律上会社の意思決定や活動とみなす必要があります。

そこで、ある会社の組織上の者の意思決定や活動を会社の意思決定や活動とすることとし、その地位にある者を会社の「機関」と呼んでいるのです。

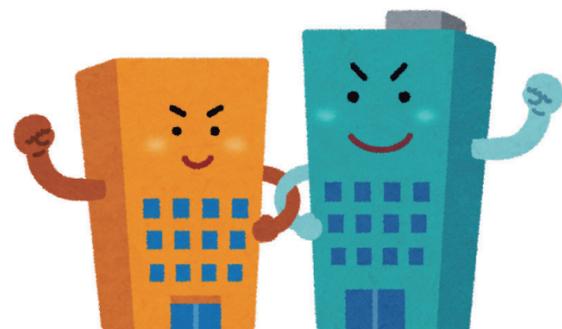
しかし、機関については、組み合わせが多様多様であり得ることから、自分の会社にとってどの設計が適しているのかが、なかなか分かりにくくなっています。本稿を読み進めていただく上では、以下のポイントを抑えていただくだけでも、より理解を深めていただけたらと思います。

#### ①法律は大会社と非大会社で分けている。

大会社は、取引量も多く、企業をとりまく利害関係人を保護する要請が強いため、より監視強化が求められる。

#### ②法律は公開会社と非公開会社で分けている。

非公開会社は、株主が原則的に固定(譲渡が制限)されるため、株主による業務監査が行き届き易い。



#### ③所有と経営の分離が進んでいないパターンと、所有と経営が分離し、本来、株主総会が権限をもっているものが、業務の効率化などのために、取締役に権限委譲されているパターンとを対比する。

前者では、取締役の監督は相互に行われ、株主による経営監視が行き届き易いが、後者は、経営に対する監視強化がより求められる。

#### ④所有と経営の分離、監視を以下の分類で整理する。

所有＝株主  
経営＝取締役・取締役会  
監視＝監査役・監査役会、委員会等、会計監査人、会計参与

### 2. 比較による整理

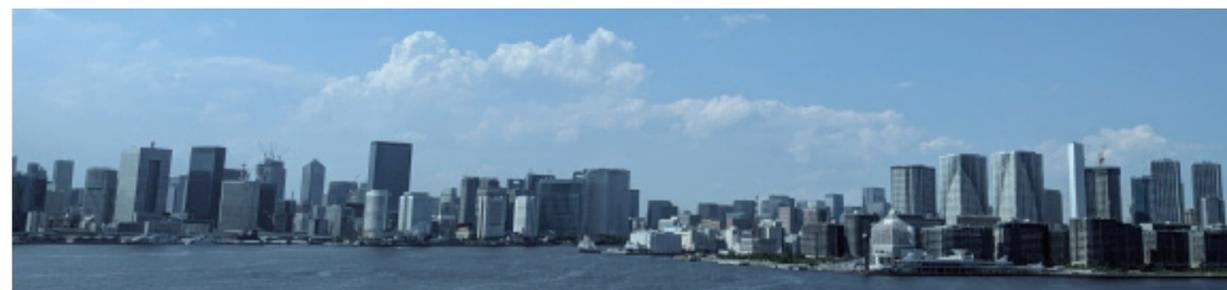
また、機関設計については、極端な二つの例の比較を出発点とすると理解が深まります。

二つの例とは、取締役会設置のない非公開会社と、大会社たる公開会社です。(なお、大会社とは、最終事業年度の貸借対照表上の資本金額が5億円以上または負債合計が200億円以上の会社をいいます。また、非公開会社とは、定款で全ての株式に譲渡制限が設けられている会社をいいます。)

#### (1) 取締役設置のない非公開会社

このような会社の場合、機関は、「株主総会」+「取締役」だけになります。全ての株式譲渡が制限されていますので、株主が頻繁に代わることも想定されず、概ね特定の株主の意向に沿って取締役が選任されています。

つまり、取締役に對しては、株主、株主総会の立場から監視が行き届き、また、取締役に複数選任される場合でも、取締役同士で監視ができるような関係にある、ということが想定される会社です。換言すれば、わざわざ外部の監視を設ける必要性にも乏しい形態の会社ということが出来ます。



#### (2) 大会社たる公開会社

大会社では、取引量が相当に多く、多数の利害関係人が生じます。

また、経営の効率化のため、株主総会に本来にあった権限が多く経営に移譲されており、利害関係人程のため、経営監視が強く求められます。

そこで、まず、大会社においては、会計監査人を必ず置かなければならない、とされています。これは必須で設計上動くことはありません。

そして、公開会社の場合、株主の数も多かつ株式も流通性が高いことから、株主の個性も失われています。つまり、「所有」する株主間の人的関係は希薄で、特段の信頼関係もなく、株主による監視が十分に期待できない側面が生じてくることから、



機関を分化させ、外部による監視の目をより強くしていく必要が生じてきます。

以上から、大会社たる公開会社においては、以下の3つの機関設計しかありません。

- 株主総会 + 取締役会 + 監査役会 + 会計監査人
- 株主総会 + 取締役会 + 3委員会 + 会計監査人
- 株主総会 + 取締役会 + 監査等委員会 + 会計監査人

### 3. まとめ

貴社にもっとも適した機関設計が何かを探るにあたっての視点は以上のとおりです。

大会社or非大会社、公開会社or非公開会社という分類を前提に、法律上絶対に設置が求められている機関については、それを設置するとしてうえて、経営の効率化、取締役の暴走(専横)の抑制といった視点で、実態に合わせたバランスの良い機関設計が求められています。



### 今後のセミナーのご案内

#### 【企業向けセミナー】

テーマ：『自社の労務管理体制の  
リスク診断方法と対応策』

日時：2023年2月14日(火) 14:00～16:00

会場：大阪国際ビル17階1701号室

#### 【社会保険労務士向けセミナー】

テーマ：『クライアント企業の労務管理体制の  
法的リスクの確認方法と対応策』

日時：2023年3月9日(木) 15:00～17:00

会場：大阪国際ビル16階1601号室